

第 91 号議案

豊後大野市個人情報保護条例の一部改正について

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正に伴い、要配慮個人情報の定義を規定するとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第8条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第20条第1項中「開示請求者」の次に「以外のもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。